

平成 26 年度立川市個人情報保護審議会答申について(要旨)

番号	諮問日(上段) 答申日(下段)	実施機関	諮問の概要	審査会の結論
立個審第 29 号	平成 26 年 6 月 3 日 平成 26 年 10 月 30 日	立川市長	平成 26 年〇月〇日付けで市長に郵送した「〇〇〇〇は、重大な契約違反をしているので直ちにきちんとした対応をしてください」という文書に対する回答状況がわかる文書を求める個人情報開示請求に対して、該当する公文書の不存在を理由に実施機関が行った個人情報非開示決定処分の取り消しを求めるもの。	実施機関が行った個人情報非開示決定は、妥当である。
立個審第 76 号	平成 26 年 11 月 12 日 平成 27 年 3 月 30 日	立川市長	平成 25 年〇月〇日付けで立川市長宛てに申し出た「パソコン設置申請書」及びその対応がわかる書面の開示を求める個人情報開示請求に対し、該当する公文書の不存在を理由に実施機関が行った個人情報非開示決定処分の取り消しを求めるもの。	実施機関が行った個人情報非開示決定は、妥当である。
立個審第 76 号	平成 26 年 11 月 13 日 平成 27 年 3 月 30 日	立川市長	平成 26 年〇月〇日付けで立川市長宛てに提出した「〇〇らの暴力嫌がらせ等事件についての公判に伴うお願い」及びその対応がわかる文書を求める個人開示請求に対して、実施機関が行った個人情報一部開示決定処分について、一部開示したもの以外に文書があるはずとして決定の取り消しを求めるもの。	実施機関が行った個人情報一部開示決定は、妥当である。
立個審第 76 号	平成 26 年 11 月 13 日 平成 27 年 3 月 30 日	立川市長	人事課に提出した自己申告書及び自己申告書受領から退職証明書を送付するまでの事務処理、決定がわかる文書を求める個人情報開示請求に対し、実施機関が行った個人情報一部開示決定処分について、一部開示したもの以外に文書があるはずとして決定の取り消しを求めるもの。	実施機関が行った個人情報一部開示決定は、妥当である。